

# ae 社協だより

第48号

編集 社会福祉法人  
発行 桜井市社会福祉協議会  
〒585-1  
奈良県桜井市大字桜井585-1  
TEL 0744-42-2724  
FAX 0744-46-5052



## 平成21年度 「赤い羽根共同募金運動」に ご協力ありがとうございました



(H22.2.1現在)

昨年10月1日から12月31日まで『じぶんの町を良くするしくみ』を統一キャッチコピーとし、全国一斉に展開されました平成21年度赤い羽根共同募金運動(12月1日からは歳末たすけあい運動も併せて実施)には、皆さまから多くの寄附金が寄せられました。(右表参照)

残念ながら、回復の兆しの見えない景気の影響か前年を大きく下回る結果となりました。(右下グラフ参照)

このような社会情勢下において皆さまから寄せられた貴重な寄附金の使いみちについて、住民の声が十分反映され、地域福祉向上に役立つ配分をすることが、募金会(桜井市支会)に与えられた使命と考え、平成22年度から一般募金については翌年度配分形式へ移行することとなりました。(詳細は2面参照)

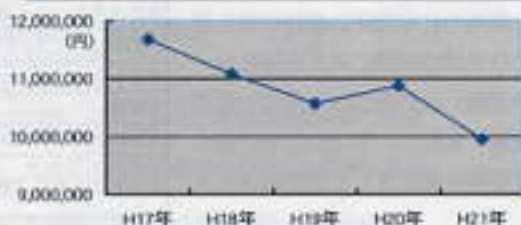
なお、歳末たすけあい募金につきましては、従来どおり、去る1月21日開催の配分審査委員会の承認を経て、2月に時期遅れとなりましたが、市内の福祉施設や福祉団体が実施された年末年始の諸事業の経費に充ててもらうため、歳末見舞金として配分いたしました。(下記参照)

募金運動に協力いただいたすべての皆さま、本当にありがとうございました。

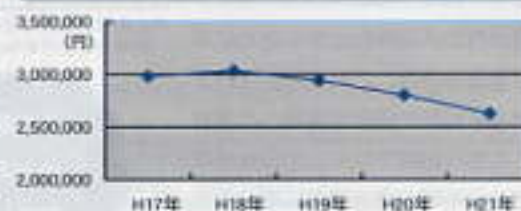
平成21年度赤い羽根募金実績額一覧表 (単位:円)	前年度比 (%)
一般募金	9,953,109 91.5
【内訳】戸別募金	2,797,233 100.4
街頭募金	308,988 57.1
疆域募金	644,602 96.6
学校募金	87,255 45.4
法人・大口募金	5,814,920 90.9
その他の募金	300,111 103.2
歳末たすけあい募金	2,629,727 93.8

※「その他の募金」とは、市内各所に設置された募金箱や募金機附付き自販機などで集まったものです。

過去5年間における一般募金の推移



過去5年間における歳末募金の推移



## ◆詳しい配分については…

<赤い羽根データベース『はねっ』>をご覧ください。

ホームページアドレス

<http://hanett.akahane.or.jp/hanett/pub/home.do>

### 平成21年度 歳末たすけあい募金配分先

- 福祉施設…社会福祉法人「飛鳥学院」、指定障害福祉サービス事業所「さくらんぼ」、指定障害福祉サービスセンター「双葉」、社会福祉法人「メイクルタウン」、精神障害者小規模作業所「NII」、児童デイサービスセンター「クローバー学園」、障害福祉サービスセンター「あゆみ」
- 福祉団体…肢体障害者協会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会、肢体不自由児・者父母の会、手をつなぐ育成会



奈良県共同募金会 桜井市支会

「住みよい地域づくり支援事業」  
配分対象事業が決まりました!

◆共同募金改革とは…

共同募金は、今や全国で200億円もの金額を集める日本最大の寄附実績をもつ国民的行事として定着しています。地域で集められた寄附金が、地域の福祉に還元されるしくみで、民間の地域福祉活動・事業に欠かせないので、大きな貴重な財源となっています。

しかし一方で募金額は平成7年をピークに減少の一途をたどっています。

こうした事態を踏まえ、国民に愛され、支持される共同募金のあり方について議論が進められてきました。

平成19年5月の中央共同募金会企画・推進委員会答申では、共同募金が進めるべき地域福祉について、「地域に住んでいる人びとが中心となり、今の生活を継続させることや、崩壊しつつある地域の社会関係の維持回復を図るような地域の課題に応える福祉サービスや活動」と位置づけ、そうした活動を発掘・開発し、市民とともに進めていく役割を果たすことが提唱されました。

本会でもこのことについて協議を行い、今後、地域住民の声が活かされ、より開かれた共同募金とするために平成22年度からは、これまでの「特定の社会福祉施設や福祉団体等への運営補助」から「地域をつくる市民を応援するための地域の福祉課題に取り組む事業への配分」とへと転換を図ることとなりました。

共同募金の健全な運営と地域福祉の活性化のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

本会では、平成22年度に実施される地域福祉事業・活動を対象として、昨秋に配分希望団体を公募したところ、36団体から44事業の応募がありました。

去る2月9日に、配分審査委員会を開催し、厳正なる審査の結果、今回下表の地域福祉事業・活動が配分対象として選ばれました。

団 体 名	事 業 名
桜井市ボランティア連絡協議会	災害緊急時ボランティア養成講座 ～体験・地震体験・炊出し体験～ クリーン・ウォーキング～山さの道・史跡めぐり～
上之郷地区ボランティア	道路の美化作業、啓発看板の設置
NPO法人 山野草の里づくりの会	貴重な山野草自生地の保護活動
手話サークル さくら会	障がい者理解と手話技術の向上のための研修
桜井市母子寡婦福祉白百合会	年末福祉もちつき大会
(社協)桜井市手をつなぐ育成会紅の郷	さをり織り教室実務事業
安倍地区ボランティア	老人ホーム訪問・地域周辺清掃奉仕事業
朝倉地区ボランティア	老人福祉介護施設訪問事業
ボランティア朝倉社	地域環境美化活動・防犯パトロール活動
ボランティアグループ よつば会	障がい者・高齢者施設訪問でのふれあい交流・手作り教室
録音ボランティア 虹の会	視覚障がい者向け広報の音声訳提供事業
桜井市点字サークル ゆづき会	視覚障がい者向け点訳による情報提供事業
奈良県BBS連盟 桜井地区	ともだち活動及び明るい社会環境作り
地域自立支援協議会 生活支援部	ほっと・ステーション
桜井市民生児童委員連絡協議会	民生児童委員の、赤ちゃん訪問事業 会員海外宿泊及び日帰り研修(施設見学や他市民協との交流)
桜井地区保護司会	社会を明るくする運動 関連啓発事業
桜井市肢体不自由児・者父母の会	会員の日帰り社会見学(経験と交流)事業
桜井地区更生保護女性会	更生施設訪問と子育て支援事業
桜井市手をつなぐ育成会	障がい児に対する療育教室
社会福祉ボランティア推進運動 桜井会	清掃ボランティア活動
ボランティアグループ みのり会	高齢者福祉施設訪問事業
手風琴	地域福祉施設・子育て施設への出張演奏、ふれあい交流
桜井市自治連合会	市内各支部への地域福祉活動支援費補助
桜井市老人クラブ連合会	機関紙「竜吟」編集・発行 高齢者相互支援活動
桜井市聴覚障害者協会	聴覚障がい者の情報保障と手話ボランティア養成事業
(社協)飛鳥学院	入所児童の基礎学力向上事業
キャップハンディ・ワング	障がい者・高齢者のハンディを理解する体験学習事業

※この他、桜井市社会福祉協議会各種地域福祉推進事業、第4回市民ふれあい福祉まつりへの助成も決まりました。

共同募金は、  
あなたの地域を  
応援します!





## 生活福祉資金貸付制度が改正されました

平成21年10月より、現下の厳しい雇用経済情勢の中で、セーフティネット施策の一つとして制度の見直しが行われました。

## ◆生活福祉資金貸付制度とは・・・？

リストラや離職等の理由で低所得となった世帯、障がい者または高齢者世帯に対して資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れることを目的とした「福祉の貸付制度」です。

この資金は、奈良県社会福祉協議会が実施主体（貸主）となり、自立した生活を送れることを目的として貸付ける制度ですので、担当民生委員や市社会福祉協議会の職員が、日常的に相談支援を行い、早期の自立更正をめざします。

お気軽にご相談  
ください。



## ◆生活福祉資金の種類

総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費および必要な資金の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸付ける資金
	生活支援費 生活再建までの生活費
	住宅入居費 敷金・礼金等の賃貸契約を結ぶために必要な経費（住宅手当申請の場合に限る）
	一時生活再建費 生活再建に必要な一時的な費用（就職・転職を前提とした技能習得に要する経費、滞納している公共料金等の立て替え費用、債務整理をするために必要な費用）
福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対して、次に掲げる経費として貸付ける資金
	福祉費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生業を営むために必要な経費</li> <li>・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・障がい者用自動車の購入に必要な経費</li> <li>・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の滞納に必要な経費</li> <li>・負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>
	緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金
教育支援資金	教育支援費 低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専に修学するために必要な経費
	就学支度費 低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金
上記のほか、住居のない離職者で公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理され、当該給付等の開始までの生活に困窮している方への当面の生活費を貸付ける「臨時特例つなぎ資金」もあります	

※貸付には、連帯保証人が原則として1名必要になります。（教育支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金を除く）連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人がいない場合は年1.5%の貸付利子ががかかります。

※貸付条件の種類によって貸付金額、償還期間等が異なりますので、詳しくは社会福祉協議会までお問合せください。

※貸付の相談希望の方は、まずはお話しを聞かせていただきますので、桜井市社会福祉協議会へ事前に電話で相談予約をしてください。なお、貸付条件に合わないときは貸付に至らない場合もあります。

○貸付けにあたっては審査があります。返済の見込みが立たない場合や他の借入れの返済にはご利用いただけません。

お問合せは、実施主体の奈良県社会福祉協議会（TEL：29-0100）または桜井市社会福祉協議会（TEL：42-2724）まで。



# ボランティア情報

## ボランティア活動を応援します！

### ●桜井市ボランティアセンター●

#### ◆ボランティアセンターってどんなところ？

ボランティアセンターは「ボランティア活動をしたい」という、皆さんの気持ちを実際の活動につなげるお手伝いをします。無理のない日程や方法で、あなたに合ったボランティアを一緒に探してみませんか？  
ボランティア活動をしている方も、活動先の紹介やさまざまな相談ごと…「聞きたい」「知りたい」この情報など、お気軽にご相談ください！



ボランティアの皆様、4月はボランティア登録・保険の新規・更新手続きの時期です！  
※3月8日（月）から、平成22年度の手続きができます。お早めにお越しください。

#### ボランティアセンターに登録しませんか？

ボランティアに興味があるけど、まだ始めていない人、すでに活動を楽しんでいる人、どなたでもご利用ください。



#### ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償責任を補償する、ボランティアさんのための保険です。  
手頃な保険料で加入することができ、安心してボランティア活動に参加できます。  
（基本タイプA・280円/年間）  
ボランティアセンターに登録されている団体・個人で届け出た活動が対象です。



#### 市民ふれあい福祉まつり開催決定

市民ふれあい福祉まつりの開催日が決まりました。

日時：6月13日（日）  
10：00～14：00（終了予定）  
（雨天決行）

場所：桜井市民体育館  
（桜井市三輪686番地）

主催：市民ふれあい福祉まつり実行委員会  
共催：桜井市・桜井市社会福祉協議会

※内容につきましては現在、検討中です。

★皆さんが楽しんで参加していただけるイベントを計画していますのでお楽しみに！！



ボランティアに関するお問い合わせ・申込み先は、  
桜井市ボランティアセンター（桜井市社会福祉協議会内）  
TEL：42-2724 FAX：46-5052